

1 適切な部活動の運営

- (1) 入部の在り方については、原則希望制とし、生徒一人ひとりの考えを大切にする。
- (2) 生徒の個性の尊重と柔軟な部活動運営に努める。

2 部活動を支える環境の整備

- (1) 部活動指導員・外部指導者については、適任者が希望すれば積極的に活用を検討する。必要があるときは、管理職、市教育委員会で協議する。
- (2) 保護者との連携を深めるために次のことに留意する。
 - ・年度当初に部活動の教育的意義や目標、活動方針・年間計画等を保護者に説明するとともに、毎月の活動内容や計画などを周知する。
 - ・傷病時には、必ず保護者に連絡し、適切に対応する。
 - ・部活動に係る経費を徴収する場合は、できるだけ保護者の負担を軽減するとともに、適切な会計処理を行う。
- (3) 人数が揃わず、活動が困難な部については、可能な限り他校との合同チームにより対応するとともに、将来的にも活動が困難な状況が続くようであれば、部活動の再編を検討する。その際には、生徒及び保護者と十分協議を重ね理解を得る。また、合同チームの編成については、香川県中学校体育連盟の合同チーム編成に係る規約に準ずる。
- (4) 大会等の参加については、生徒や部顧問の過度な負担とならないよう配慮する。
- (5) 休日の部活動の地域移行が加速化している。明確な方針が出された場合には、速やかに対応する。

3 発達段階に応じた望ましい指導の在り方

- (1) 下記基準に従い適切な休養日、活動時間等を設定する。
 - ・学期中は、週当たり2日以上の休養日（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会がある場合は、休養日を他の日に振り替える）を設ける。長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。
 - ・生徒が十分な休養をとるとともに、学習時間を確保し、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、長期休業中等にある程度の休養期間（オフシーズン）を設ける。
 - ・発達段階や健康安全面から、1日の活動時間は長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度（ともに年間を通した平均時間）とする。
- (2) 校長は、市教育委員会が策定した部活動方針を基に「学校の方針」を決定し、保護者等に説明するとともに、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用に努める。

4 安全管理・事故防止

- (1) 部活動は、学校教育の一環として行われる活動であることから、授業や学校行事などと同様に生徒の安全に配慮する。
 - ・健康状態の把握に努める。
 - ・校内で指導上の留意事項を共通理解し、全教職員で共通実践に努める。
 - ・施設・設備・用具の安全点検と安全管理に努める。
- (2) 学校では、日頃から事故発生に対応できるよう、初期対応やAEDの使用方法などの救急対応マニュアルを共通理解し、緊急体制を確立する。
- (3) 夏季休業中の部活動については、暑さ指数3.1、または気温が35度を超える時は、活動を中止するか、活動内容について十分な配慮を図る。
 - ① 夏季休業中は、体育館と運動場、浜のテニスコートに暑さ指数計を持参し、部活動開始後から1時間おきに体育館は暑さ指数、運動場とテニスコートは気温を測定する。
 - ② 部活動開始時点で、暑さ指数が3.1、気温が35度を超えている場合は、部活動は中止とする。活動中に超えた場合は、速やかに活動を終了する。従って、気温が35度を超えている可能性が高い午後の部活動は禁止とする。
 - ③ 部活動の実施に際して、顧問は以下の点に留意すること。
 - ・実質の練習時間（活動及び休憩）は、3時間以内とする。
 - ・暑さ対策のため、開始時間を繰り上げるのは構わない。（7時以降なら可）
 - ・活動中は20～30分ごとに休憩時間を取り、10分程度しっかりと休憩させる。その際には、十

分に水分・塩分を補給させること。水分としてはスポーツドリンクの持参を推奨する。また、併せて塩飴などを持参させるなど、塩分補給にも努める。(学校でも購入するので、それを1時間に1個程度配っても良い)

・開始時、終了時には必ず全員の体調確認を行う。また、活動中の体調確認も怠らない。体調不良者には適切に対応する。もしも顧問だけでの対応が難しい場合は、職員室等に連絡し、複数での対応に努めること。

・朝食をしっかりと摂るように指導する。水分は多めに持参するように指導する。

- ④ 部活動終了後は、生徒を活動場所から確実に送り出し、生徒が家に到着するであろう時間までは学校で待機すること。

- ※ 参考
- ・運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月 文部科学省）
 - ・中学校学習指導要領（平成29年3月 文部科学省）
 - ・平成29年度香川の学校体育（平成30年3月 香川県教育委員会）
 - ・教職員の働き方改革プラン（平成30年3月 香川県教育委員会）
 - ・運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月 スポーツ庁）
 - ・文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成31年12月 文化庁）
 - ・香川県部活動ガイドライン（平成31年3月）
 - ・三豊市立・学校組合立中学校に係る部活動の方針（三豊市教育委員会）